

奈良市公報

号外第21号

平成18年 9月11日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

○奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例…………… 1
○奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
○奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 2
告 示
○一般競争入札の実施…………… 2
○予防接種の実施の一部改正…………… 3
○日本脳炎予防接種の実施の一部改正…………… 3
○放置自転車等の保管（4件）…………… 3
○開発行為に関する工事の完了…………… 4
○放置自転車等の保管…………… 4
○宮跡庭園の臨時休園…………… 4
○開発行為に関する工事の完了…………… 5
○放置自転車等の保管…………… 5
○生活保護法の規定による施術者の指定…………… 5
○生活保護法の規定による施術者からの変更の届出…………… 5
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 6
○身体障害者福祉法の規定による指定医の指定辞退…………… 6
○放置自転車等の保管…………… 6
○一般競争入札の実施…………… 6
○開発行為に関する工事の完了（4件）…………… 7
○徴収事務の委託…………… 8
○市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 8
公 営 企 業
○一般競争入札の実施…………… 8
教 育 委 員 会
○定例教育委員会の開催…………… 9
選 挙 管 理 委 員 会
○選挙人名簿からの抹消……………10
○選挙人名簿からの抹消の取消し……………10
○在外選挙人名簿からの抹消……………10

農 業 委 員 会

○農地部会及び農政部会の部会委員の互選……………10
○農地部会長及び農政部会長の選任……………11
○農地副部会長及び農政副部会長の選任……………11
正 誤
○正誤表……………11

条 例

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 7月21日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第41号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例
奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）
の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

（奈良市西御門臨時自転車駐車場の設置及び管理）

- 2 第2条に定める駐車場のほか、平成18年8月1日から平成19年3月31日までの間、奈良市西御門臨時自転車駐車場を奈良市西御門町32番地の3に設置する。
- 3 奈良市西御門臨時自転車駐車場の管理については、第2条の2の規定を適用しない。この場合において、第2条の3ただし書中「指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認める場合は」と、第4条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 4 奈良市西御門臨時自転車駐車場の開場時間は、第2条の3の規定にかかわらず、午前6時から午後11時までとする。
- 5 奈良市西御門臨時自転車駐車場の使用料は、別表備考以外の部分の規定にかかわらず、次のとおりとする。

利用の区分	一時使用料 (1日1回につき)	定期使用料（1箇月につき）	
		市内在住者	市外在住者
自 転 車	100円	1,600円	2,000円
原 動 機 付 自 転 車	150円	1,600円	2,000円
自 動 二 輪 車	200円		

附 則

この条例は、平成18年8月1日から施行する。
(平成18年7月21日揭示済)

規 則

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月21日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第65号

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する

種 別	様 式	券 種	枚 数	使 用 料
自 転 車 回 数 駐 車 券	別記第6号様式	100円	11枚	1,000円
原動機付自転車回数駐車券		150円		1,500円

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。
(平成18年7月21日揭示済)

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第66号

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出しを「(次長及び参事)」に改め、同条第1項中「次長」の次に「及び参事」を加え、同条に次の1項を加える。

3 参事は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成18年7月31日揭示済)

告 示

奈良市告示第448号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成18年7月18日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

大淵鹿ノ畑線街路改良工事ほか12件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格

規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則(昭和59年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(奈良市西御門臨時自転車駐車場の管理)

3 奈良市西御門臨時自転車駐車場の管理については、第3条第1項及び第4項、第4条第2項、第7条、第12条並びに別記第1号様式及び第7号様式中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別記第4号様式中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

4 奈良市西御門臨時自転車駐車場の回数駐車券は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成18年7月21日までは入札控室、同月22日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成18年7月28日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年7月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

10 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成18年7月24日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成18年7月18日揭示済)

奈良市告示第449号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年7月18日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年7月18日揭示済)

奈良市告示第450号

平成18年奈良市告示第405号（日本脳炎予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年7月18日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年7月18日揭示済)

奈良市告示第451号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月18日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課 電話0742-34-1111代表

(平成18年7月18日揭示済)

奈良市告示第452号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月19日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年7月19日揭示済)

奈良市告示第453号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月20日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年7月20日揭示済)

奈良市告示第454号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月21日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年7月21日揭示済)

奈良市告示第455号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年7月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年6月27日 奈良市指令都整開第06A-15号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年7月24日 第1003号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番地の96、1984番地の97の一部及び1984番地の186
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大安寺西一丁目334番地の6
松本 達夫
松本 初子

(平成18年7月24日揭示済)

奈良市告示第456号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月24日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年7月24日揭示済)

奈良市告示第457号

奈良市宮跡庭園条例施行規則(昭和59年奈良市規則第48号)第3条ただし書の規定により、平城京左京三条二坊宮

跡庭園を次のとおり休園します。

平成18年 7月25日

奈良市長 藤 原 昭

休園日 平成18年10月 1日から平成19年 3月31日まで

(平成18年 7月25日揭示済)

奈良市告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年 7月26日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年 4月14日 奈良市指令都整開第06A - 1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成18年 7月26日 第1004号
 - (2) 公共施設 平成18年 7月26日 第441号

- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中町5016番地の67、5016番地の68の一部、5018番地の2、5018番地の3、5018番地の4、5018番地の5、5019番地の1、5019番地の2、5020番地の1、5020番地の2、5020番地の3、5021番地の4、5021番地の7の一部及び5022番地の1

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府枚方市東田宮 1丁目 1番11号
株式会社 パシオン
代表取締役 源本 将人

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市中町5016番地の67、5016番地の68、5018番地の2、5018番地の4、5019番地の1、5019番地の2及び5020番地の2の各一部

- (2) 下水道
奈良市中町5018番地の2の一部、5019番地の2の一部、5020番地の1の一部、5020番地の2の一部、5020番地の3、5021番地の4及び5022番地の1

- (3) 排水管路敷
奈良市中町5018番地の2の一部、5020番地の1の一部、5020番地の3、5021番地の4及び5022番地の1

- (4) 公園
奈良市中町5016番地の67、5016番地の68及び5019番

地の1の各一部

(平成18年 7月26日揭示済)

奈良市告示第459号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 7月27日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年 7月27日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年 7月27日揭示済)

奈良市告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしまして、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年 7月27日

奈良市長 藤 原 昭

施術者		施術所		指 定 年月日
氏名	名称	所在地		
井出貴之	寿楽鍼灸整骨院	奈良市西大寺国見町一丁目2-9		平成18年 7月19日
江戸秀明	やすらぎの整骨院	奈良市小川町1		平成18年 7月21日

(平成18年 7月27日揭示済)

奈良市告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、施術者から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年 7月27日

奈良市長 藤 原 昭

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
松本裕士	まつもと整骨院	奈良市西大寺国見町一丁目7-10	(名称) 松本鍼灸整骨院 (所在地) 奈良市大宮町六丁目1-8 杉本ビル6F	(名称) まつもと整骨院 (所在地) 奈良市西大寺国見町一丁目7-10	平成18年 8月 1日

(平成18年7月27日揭示済)

奈良市告示第462号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第4条の規定により告示します。

平成18年7月28日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
大村 哲司	東大寺整肢園	奈良市雑司町406-1	整形外科 (肢体不自由)	平成18年7月1日

(平成18年7月28日揭示済)

奈良市告示第463号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、指定医がその指定を辞退したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第4条の規定により次のとおり告示します。

平成18年7月28日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
宮内 義純	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30-1	整形外科 (肢体不自由)	平成18年7月1日

(平成18年7月28日揭示済)

奈良市告示第464号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年7月28日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年7月28日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年7月28日揭示済)

奈良市告示第465号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成18年7月31日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 浸水対策下水道築造工事（単12）法蓮町地内
- (2) 工事場所 奈良市法蓮町地内
- (3) 工期 契約の日から平成19年3月23日まで
- (4) 工事概要 工事延長 L=271.54m
FRPMφ1000mm管布設工 L=0.65m
HPφ700mm管推進工 L=193.92m
HPφ500mm管推進工 L=59.99m
VUφ500mm管布設工 L=4.45m
φ1900mm現場打人孔築造工 1箇所
φ2500mm現場打人孔築造工 1箇所
3号組立人孔設置工 1箇所
2号組立人孔設置工 1箇所
（一部夜間工事）
- (5) 予定価格 124,041千円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 最低制限価格 93,030千円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社または3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 日時
平成18年7月31日から8月20日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 奈良市総務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成18年 8月21日 午前10時10分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

- (2) 入札参加申請方法

平成18年 8月3日から 8月7日までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

- (2) 入札参加者の決定通知

平成18年 8月9日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課工事入札係

電話 0742-34-4743

(平成18年 7月31日揭示済)

奈良市告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年 7月31日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号

平成18年 5月2日 奈良市指令都整開第06A-3号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成18年 7月31日 第1006号

- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市三条大路三丁目444番地の6及び444番地の7

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中野区江原町三丁目35番3号

株式会社タジマモーターコーポレーション

代表取締役 田嶋 伸博

(平成18年 7月31日揭示済)

奈良市告示第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年 7月31日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号

平成18年 4月3日 奈良市指令都整開第05A-61号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成18年 7月31日 第1008号

- (2) 公共施設 平成18年 7月31日 第443号

- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市菅原町306番地の1

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区西天満五丁目6番4号

新星和不動産株式会社

代表取締役 大江 眞幸

- 5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路

奈良市菅原町306番地の1の一部

- (2) 下水道

奈良市菅原町306番地の1の一部

(平成18年 7月31日揭示済)

奈良市告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年7月31日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成17年11月8日 奈良市指令都整開第05A-34号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年7月31日 第1005号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市帝塚山二丁目1727番地の1の一部、1728番地の1、1729番地、1730番地、1731番地、1732番地の1、1733番地及び1734番地の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市鶴舞東町2-26
医療法人 あすか会
理事長 東井 俊二
(平成18年7月31日揭示済)

奈良市告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年7月31日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成17年8月5日 奈良市指令都整開第05A-20号
平成18年6月5日 奈良市指令都整開第05A-20-1号
平成18年7月27日 奈良市指令都整開第05A-20-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成18年7月31日 第1007号
(2) 公共施設 平成18年7月31日 第442号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園新田町3219番地の1、3220番地の1、3220番地の2、3220番地の3、3220番地の4、3223番地の1、3223番地の2及び3223番地の3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園北一丁目13番8号 メインビル2F
株式会社 クカメディカル
代表取締役 宗本 忠典
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市学園新田町3219番地の1の一部
(2) 公園
奈良市学園新田町3219番地の1の一部
(平成18年7月31日揭示済)

奈良市告示第470号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年7月31日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号 社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 米田 通男	奈良市西御門臨時 自転車駐車場の使用 料

2 委託の期間

平成18年8月1日から平成19年3月31日まで

(平成18年7月31日揭示済)

奈良市告示第471号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成18年7月31日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年7月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第22号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成18年7月18日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内柳生下町地内他6件（工事の種類別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
(3) 入札書に記名押印のない入札
(4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
(5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
(6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
(7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(9) 入札金額を訂正した入札

(10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 平成18年7月27日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

9 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年7月21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年7月24日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成18年7月18日揭示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第16号

平成18年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成18年7月31日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

1 日時

平成18年8月8日（火）

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成18年度9月補正予算要求について

議 事

議案第29号 平成19年度奈良市立一条高等学校入学

者募集人員並びに募集要項について
 議案第30号 平成19年度使用奈良市立高等学校教科
 用図書採択について
 議案第31号 奈良市少年指導センター運営委員会委
 員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
 8月～9月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、
 定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年7月31日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定によ
 り、平成18年6月30日現在において抹消すべき事由が生じ
 た者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成18年7月19日

奈良市選挙管理委員会
 委員長 吉田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成18年7月19日
- 2 抹消した者の氏名等
別冊のとおり

別冊省略

(平成18年7月19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定によ
 り選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名
 簿の抹消を取り消しました。

平成18年7月19日

奈良市選挙管理委員会
 委員長 吉田 勝 二

- 1 抹消の取消年月日
平成18年7月19日
- 2 抹消の取消しをした者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成18年7月19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11第2号
 の規定により、平成18年7月18日現在において抹消すべき
 事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消し
 ました。

平成18年7月19日

奈良市選挙管理委員会
 委員長 吉田 勝 二

- 1 抹消年月日

平成18年7月19日
 2 抹消した者の氏名等
 別紙のとおり
 別紙省略

(平成18年7月19日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第15号

平成18年7月26日の奈良市農業委員会互選会において、
 奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次
 の者が互選されたので、奈良市農業委員会互選規程(昭和
 32年奈良市農業委員会告示第6号)第16条の規定により公
 告します。

平成18年7月27日

奈良市農業委員長 大西 崇 夫

農地部会委員

- | | |
|-------------------|--------|
| 奈良市雑司町32番地の1 | 山口 昌雄 |
| 奈良市大安寺五丁目10番17号 | 中島 信男 |
| 奈良市七条一丁目2番8号 | 喜寿 康二 |
| 奈良市山陵町305番地 | 塚本 昭治 |
| 奈良市菅原町517番地 | 吉松 道雄 |
| 奈良市大和田町462番地 | 奥谷 勝紀 |
| 奈良市神殿町321番地 | 林 宇平治 |
| 奈良市鹿野園町350番地 | 木本 馨 |
| 奈良市今市町336番地 | 森川 幸男 |
| 奈良市柚ノ川町671番地の2 | 徳西 利和 |
| 奈良市柳生下町705番地 | 軽井 隆大 |
| 奈良市阪原町347番地 | 松本 孝志 |
| 奈良市都祁友田町331番地 | 井岡 勲 |
| 奈良市都祁白石町2814番地 | 幸田 正司 |
| 奈良市都祁馬場町587番地の2 | 橋詰 昭美 |
| 奈良市高樋町1034番地 | 山本 正義 |
| 奈良市大森町283番地 | 松石 聖一 |
| 奈良市月ヶ瀬桃香野3572番地の8 | 東久保 耕也 |

農政部会委員

- | | |
|-------------------|--------|
| 奈良市南京終町四丁目232番地の1 | 萩原 征二 |
| 奈良市法蓮町654番地の1 | 大西 崇夫 |
| 奈良市尼辻中町3番50号 | 西口 利夫 |
| 奈良市秋篠町740番地 | 木村 輝雄 |
| 奈良市学園新田町3028番地 | 北川 博晴 |
| 奈良市東九条町518番地の3 | 野村 昭夫 |
| 奈良市藤原町154番地 | 大門 善之助 |
| 奈良市高樋町957番地 | 宮下 明弘 |
| 奈良市中貫町100番地の1 | 大西 英征 |
| 奈良市大柳生町3739番地 | 田島 俊秀 |
| 奈良市東鳴川町457番地 | 中北 誠 |
| 奈良市下狭川町2156番地の1 | 藤澤 久男 |
| 奈良市月ヶ瀬月瀬330番地 | 中西 武比古 |
| 奈良市都祁吐山町3192番地 | 山口 泰二 |
| 奈良市荻町459番地の1 | 中井 榮治 |

奈良市西大寺野神町二丁目1番11号 松本 勝
奈良市長谷町1323番地 中西 義信
奈良市恋の窪三丁目5番A-305号 井上 昌弘
奈良市法華寺町243番地の2 金野 秀一
(平成18年7月27日揭示済)

奈良市農業委員会告示第16号

平成18年7月26日の平成18年奈良市農業委員会7月総会
において次の者を奈良市農業委員会の農地部会長及び農政
部会長に選任した。

平成18年7月27日

奈良市農業委員会 大 西 崇 夫
農地部会長 奈良市大和田町462番地 奥谷 勝紀
農政部会長 奈良市下狹川町2156番地の1
藤澤 久男
(平成18年7月27日揭示済)

奈良市農業委員会告示第17号

平成18年7月26日の平成18年奈良市農業委員会7月総会
において次の者を奈良市農業委員会の農地副部会長及び農
政副部会長に選任した。

平成18年7月27日

奈良市農業委員会 大西 崇夫
農地副部会長 奈良市今市町336番地 森川 幸男
農政副部会長 奈良市都祁吐山町3192番地
山口 泰二
(平成18年7月27日揭示済)

正 誤

平成18年7月21日付け奈良市公報号外第16号

ページ	段	行	誤	正
10	2	下から1	第15条の5第2項第1号	法第15条の5第2項第1号
11	2	1	障・労・寡・勤	障・老・寡・勤
13	2	1	に改める	に、「(別記第2号様式)」を「(別記様式)」に改める